

旅行条件書(国内手配旅行・旅行相談)

※お申込みの際は必ず印刷のうえ、この旅行条件書をお読みください。

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

この書面は旅行契約(旅行相談を含む)が成立した場合、契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) JFEライフ株式会社(以下「当社」といいます)は、お客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (2) お客様と当社とは、手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます)のほか、第3項の当社所定の「旅行業務取扱料金」を申し受けます
- (4) 旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

2. 申込金と契約の成立

- (1) ご旅行を申込みの際は、当社所定の申込書に必要事項をご記入いただくとともに、旅行代金(「旅行費用」ならびに所定の「旅行業務取扱料金」をいいます)の20%相当額の申込金を申し受けます。申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。
旅行相談を申込みの際は、当社所定の申込書に必要事項をご記入のうえお申込みください。
- (2) 申込みいただく旅行契約は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受領」したときに成立いたします。ただし、乗車券類や宿泊券類などの単一手配においては、口頭(電話等)による申込みをお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。旅行相談契約は、当社が契約の締結を「承諾」し、申込書を「受領」した時に成立します。
- (3) 通信契約を希望されるお客様からの申込みと契約の成立
当社提携のクレジットカード会社のカード会員(以下「会員」という)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」という)を条件に申込みを受けた場合、本項(1)(2)とは以下の点で異なります。
 - ① 契約の成立は、当社が旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知していただきます。
 - ② 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをする日をいいます。旅行代金のカード利用日は「当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日(解約の申し出が旅行代金のカード利用日以降の

場合は、申し出の翌日から7日間以内をカード利用日として払戻します)」となります。

- ③ 会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、別表の取消料並びに下記の取消手数料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

3. 旅行業務取扱料金

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発券・確認発券(お客様ご自身によるご予約を当社の責任において確認し、クーポン等を発券すること)などに対して、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

区 分	お引受けする内容		旅行業務取扱料金
取扱料金	(1)	運送・宿泊機関等の手配が複合する場合	旅行費用合計額の20%以内
	(2)	宿泊施設を単一に手配する場合	宿泊券1枚:550円 同一施設に連泊の場合は1件とする
	(3)	運送機関を単一に手配する場合	手配1件:550円
	(4)	8名以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%以内
変更手数料金	(5)	変更の手続	運送、宿泊等それぞれにつき 1件:550円
取消手数料金	(6)	取消の手続	運送、宿泊等それぞれにつき 1件:550円
通信連絡料金	(7)	お客様の依頼により緊急に現地手配、変更、 取消のための通信連絡を行った場合等	実費とは別に1件につき550円
添乗サービス 料金	(8)	添乗サービス	添乗員1名1日につき33,000円
空港でのあつ 旋サービス料 金	(9)	あつ旋サービス(空港での見送り・出迎え、バ スの立合い等)	あつ旋員1名につき11,000円
相談料金	(10)	お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金 30分:2,200円 (以降30分毎:2,200円)
	(11)	旅行日程表の作成	日程表1件につき:1,100円
	(12)	旅行費用見積書の作成	見積書1件につき:1,100円
	(13)	旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報 提供	資料(A4判)1枚につき:1,100円
	(14)	お客様の依頼による出張相談	上記(10)～(13)までの5,500円増し

(注)

- ① 上記の各料金には消費税(10%)が含まれております。
- ② お客様のご都合によってご旅行を中止される場合、クーポン類をお引渡しする前・後にかかわらず、当社が当該旅行の手配・相談の一部または全部を終了しているときには、これにかかわる(1)～(14)の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- ③ (3)の「運送機関等を単一に手配する」とは、航空・JRを除く私鉄・バス・フェリー等の手配をそれぞれすることをいいます。
- ④ 変更・取消のお申し出は、当社の営業時間内にのみお引受いたします。
- ⑤ (5)(6)の変更・取消にかかわる旅行業務取扱料金は、運送・宿泊機関等が定める取消料、払戻手数料等(別表)とは別に申し受けます。ただし、JR券、航空券を取消・払戻する場合は、(5)(6)の規定にかかわらず変更・取消・払戻にかかわる旅行業務取扱料金はいただきませんが、各運送機関が定める変更・払戻手数料を申し受けます。
- ⑥ 添乗員の交通費、宿泊費等は別途実費を申し受けます。
- ⑦ あっ旋員の交通費等は別途実費を申し受けます。
- ⑧ 上記旅行業務取扱料金には、電話料、通信費、送料等の実費は含まれておりません。実費を別途申し受ける場合があります。
- ⑨ 上記旅行業務取扱料金は旅行を中止される場合でも払戻しいたしません。

4. 旅行代金

- (1) 旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
- (2) 当社は、旅行契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金が改定された場合においては、当該旅行代金を変更することがあります。

5. 当社の責任と損害賠償・免責事項

〔手配旅行〕

(1) 当社の責任と損害賠償

当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に申し出があった場合に限り、また手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に申し出があった場合に限り、お客様お1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償いたします。

(2) 免責事項

当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ② 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
- ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは

は旅行の中止

- ④ 官公庁の命令又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ⑤ 食中毒
- ⑥ 盗難
- ⑦ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又は、これらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行先滞在時間の短縮

〔旅行相談〕

(1) 当社の責任及び免責

契約の履行にあたって当社の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、発生の翌日から起算して6ヵ月以内に通知があった場合に限りです。

当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員等で予約できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

6. お客様の責任

お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

7. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様が申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために、手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社では 1.当社及び当社と提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内 2.旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い 3.アンケートのお願い 4.特典サービスの提供 5.統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。
- (3) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<https://www.jfe-life.co.jp/travel/>)でご確認ください。

別表 運送機関・宿泊施設の取消料・払戻手数料

1. JR(使用開始(入鉄)前でかつ有効期間内である場合)

きっぷの種類	払戻手数料(消費税込)
普通乗車券・自由席特急券・自由席グリーン券・	1枚につき220円

普通急行回数券(すべて未使用の場合)	(回数券は1冊につき220円)
立席特急券	出発時刻まで1枚につき220円
指定席特急券・指定席グリーン券・寝台券・指定席券	列車出発の2日前まで1枚につき340円 それ以降出発時刻まで30%(最低340円)
バス乗車券(本州内、北海道内、本州～その他区間の一部) 詳しくは係員にお尋ねください。	1枚につき100円
バス乗車券(上記以外の区間) 詳しくは係員にお尋ねください。	1枚につき220円
バス指定券	出発時刻まで1枚につき100円

注1: 割引きっぷについては、別途手数料が定められています。係員にお尋ねください。

注2: 普通乗車券は、未使用区間の営業キロが100キロを超える場合、旅行開始後であっても有効期限内であれば、払いもどすことができます(ただし条件があります。)その他、詳しくは係員にお尋ねください。

2. 航空

払戻しは航空券(チケットレスの場合はご利用案内書等)と引換えに有効期間内および有効期間満了日の翌日から起算して10日以内に限り行います。

航空券を払戻す場合、1枚につき440円(消費税込)の払戻手数料を申し受けます。

予約済の航空券を払戻す場合、取消日時により払戻手数料に加え、各航空会社が定めた約款、規定による取消手数料を申し受けます。詳しくは係員にお尋ね下さい。

注1: 取消しは、販売店の営業時間内に申し出ください。

注2: 一部、割引運賃については別途定められています。詳しくは係員にお尋ねください。

3. JR・航空以外の運送機関(私鉄・バス・フェリー等)

取消料は、各運輸機関の約款・規定によります。(取消料には消費税が含まれています)

払戻しは、発行日または利用日より1ヶ月以内に限り取扱いします。

原則券類を購入された販売店にお申し出下さい。(券面に表示された運送機関の約款に別段の定めがある場合を除く)

4. 宿泊

(1) 予約を取消された場合は、所定の取消料を申し受けます。宿泊確認証等をお持ちの場合、旅行代金から取消料と取消手続料金を差引いた金額を払戻しいたします。

(2) 払戻しは、発行日または利用日より1ヶ月以内に限り取扱いします。

原則券類を購入された販売店にお申し出下さい。(券面に表示された宿泊施設の約款に別段の定めがある場合を除く)

(3) 取消料は宿泊施設によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

宿泊料金についてのご案内

当社では、宿泊料金を諸税の取扱いにより下記の区分で取扱っております。お買い求めの際、書面記載内容をご確認ください。

1. 宿泊確認証等の金額欄に(税・サービス料等含)とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のほか、これらに対する消費税が含まれており、その内訳が記事欄に明示されています。その他の税(例:入湯税・東京都の宿泊税)がある場合は現地宿泊施設にてお支払いください。
2. 宿泊確認証等の金額欄に(諸税別・サービス料等含)とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のみが含まれています。諸税(消費税・入湯税等)は、現地宿泊施設にてお支払いください。

このご旅行の契約に関し担当者の説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。

取消料についてのご案内

1. 旅館 取消料は旅館毎の宿泊約款によります。(下記は標準的な例です。)

取消日	取消料金						
予約人数	宿泊日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前以前
1～14名	50%	20%			無料		
15～30名	50%	20%					無料

(注)上記取消料率は「諸税別・サービス料含」の場合の宿泊料金に対して適用します。

2. ホテル 取消料はホテル毎の宿泊約款により、ホテル毎にホームページ上にそれぞれ記載しております。
3. 同一旅館、ホテルに連泊の場合は、1泊目の宿泊料金を基準として取消料を適用します。
4. 払戻しは、発行日または利用日より1ヶ月以内に限り取扱いします。

8. その他

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款「手配旅行契約の部」に定めるところによります。

JFEライフ株式会社(JFETラベル)
観光庁長官登録旅行業第1562号
2022年10月1日現在